

○雇用保険法等の一部を改正する法律案  
新旧対照条文

◎建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）（平成十九年四月施行）  
（附則第八十九条関係）  
（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（建設労働者の雇用の安定等に関する事業）</p> <p>第九条 政府は、建設労働者（雇用保険法（昭和四十九年法律第一百六号）第六十二条第一項に規定する被保険者等に該当するものに限る。以下この条及び次条において同じ。）の雇用の安定並びに能力の開発及び向上を図るため、同法第六十二条の雇用安定事業又は同法第六十条の能力開発事業として、次の事業を行うことができる。</p> <p>一 事業主、事業主の団体又はその連合団体（以下この項において「事業主等」という。）に対して、建設労働者の雇用の改善、再就職の促進その他建設労働者の雇用の安定を図るために必要な助成を行うこと。</p> <p>二 事業主等に対して、建設労働者の技能の向上を推進するために必要な助成を行うこと。</p> <p>三 第十四条第一項に規定する認定団体に対して、第四十三条第二号に規定する送付就業の作業環境に適應させるための訓練の促進並びに建設業務労働者の就職及び送付就業の円滑化を図るために必要な</p>	<p>（建設労働者の福祉等に関する事業）</p> <p>第九条 政府は、建設労働者（雇用保険法（昭和四十九年法律第一百六号）第六十二条第一項に規定する被保険者等に該当するものに限る。以下この条及び次条において同じ。）の能力の開発及び向上並びに福祉の増進を図るため、同法第六十三条の能力開発事業又は同法第六十条の雇用福祉事業として、次の事業を行うことができる。</p> <p>一 事業主、事業主の団体又はその連合団体（以下この項において「事業主等」という。）に対して、建設労働者の技能の向上を推進するために必要な助成を行うこと。</p> <p>二 事業主等に対して、雇用管理に関し必要な知識を習得させるための研修を実施するために必要な助成を行うこと。</p> <p>三 事業主等に対して、作業員宿舍の整備改善その他建設労働者の福祉の増進を図るために必要な助成を行うこと。</p> <p>四 第十四条第一項に規定する認定団体に対して、第四十三条第二号に規定する送付就業の作業環境に適應させるための訓練の促進並びに建設業務労働者の就職及び送付就業の円滑化を図るために必要な</p>

助成を行うこと。

2  
(略)

(費用)

第十条 雇用保険法第六十六条第三項第一号に規定する一般保険料徴収額（以下この条において「一般保険料徴収額」という。）に同項第三号に規定する二事業率を乗じて得た額のうち、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第十二条第四項第三号に掲げる事業に係る一般保険料徴収額に、千分の一の率を雇用保険法第六十六条第三項第一号イに規定する雇用保険率で除して得た率を乗じて得た額に相当する額は、前条第一項各号に掲げる事業に要する費用並びに同法第六十二条第一項各号及び第六十三条第一項各号に掲げる事業のうち建設労働者に係る事業（独立行政法人雇用・能力開発機構の業務として行われるものに限る。）で厚生労働省令で定めるものに要する費用に充てるものとする。

助成を行うこと。

2  
(略)

(費用)

第十条 雇用保険法第六十六条第三項第一号に規定する一般保険料徴収額（以下この条において「一般保険料徴収額」という。）に同項第三号に規定する三事業率を乗じて得た額のうち、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第十二条第四項第三号に掲げる事業に係る一般保険料徴収額に、千分の一の率を雇用保険法第六十六条第三項第一号イに規定する雇用保険率で除して得た率を乗じて得た額に相当する額は、前条第一項各号に掲げる事業に要する費用並びに同法第六十三条第一項各号及び第六十四条第一項各号に掲げる事業のうち建設労働者に係る事業（独立行政法人雇用・能力開発機構の業務として行われるものに限る。）で厚生労働省令で定めるものに要する費用に充てるものとする。